

## ○笛吹市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

令和2年3月9日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「日本骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者に対し笛吹市骨髄移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等の提供が完了した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者
- (3) 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (4) 市税の滞納がない者

(助成内容)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、日本骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書

類

(2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証明する書類

(3) 健康保険証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、骨髄移植ドナー助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。